

令和6年度 統一的な基準による
地方公会計制度に基づく財務書類

令和8年3月

久御山町

目次

1	統一的な基準による地方公会計制度の目的	1
2	財務書類とは	
	(1) 財務書類の構成	2
	(2) 財務書類の報告主体	3
3	久御山町財務書類の説明	4
4	久御山町財務書類の分析	
	(1) 貸借対照表	11
	(2) 行政コスト計算書	13
	(3) 純資産変動計算書	15
	(4) 資金収支計算書	17
	(5) 各種指標による分析（一般会計等）	19
	一般会計等財務書類における注記	29
	全体財務書類における注記	35
	連結財務書類における注記	39

1 統一的な基準による地方公会計制度の目的

平成 27 年 1 月の総務省からの通知に基づき、地方公共団体は統一的な基準による財務書類を作成することが義務づけられました。従来の総務省方式改定モデルの財務書類では

- ①決算統計データをもとに財務書類を作成していたため、資産・負債の金額が現実の取引価格と大きくかけ離れる事象があった。
- ②貸借対照表に計上する固定資産価額の根拠となる固定資産台帳の整備が前提となっていない。
- ③財務書類の作成基準に総務省方式改定モデルや、基準モデル、その他の方式（東京都方式等）が存在し財務書類の比較ができない。

といった問題がありました。

このような問題に対し、統一的な基準により財務書類を作成することで

- ①発生主義・複式簿記の導入により資産・負債の金額が現実の取引価格をベースとした金額となる。
- ②固定資産台帳の整備が前提となり固定資産台帳と財務書類がリンクし、固定資産台帳に基づく施設マネジメントの成果を財務書類に反映することができる。
- ③統一的な基準で財務書類を作成するため、団体間の比較可能性が確保される。

といった目的を達成することができます。

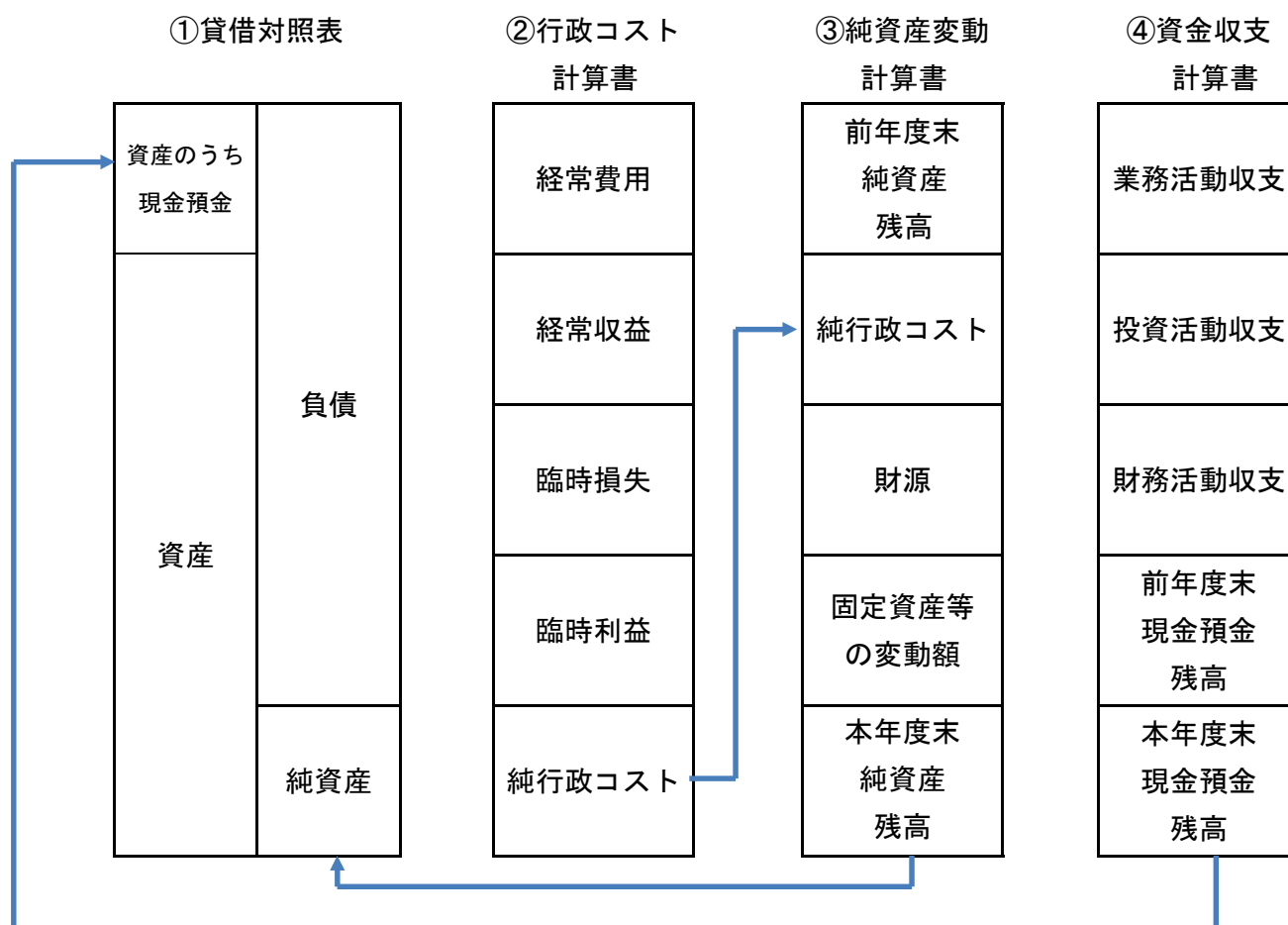
本町においても、人口減少・少子高齢化が進展し、財政状況が厳しさを増すなかで、財政のマネジメントをより一層強化し、限られた資産を「賢く使う」ための材料として、平成 28 年度決算から統一的な基準による財務書類を作成し、健全な財政運営に役立てています。

2 財務書類とは

(1) 財務書類の構成

財務書類は①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書と、財務書類に関連する事項の注記表から構成されています。

①～④の財務書類は以下の図のとおり関連しています。



- ・ 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」と一致します。
- ・ 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の「本年度末純資産残高」と一致します。
- ・ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に同額が記載されます。

(2) 財務書類の報告主体

財務書類をその報告主体ごとに分類すると①一般会計等財務書類、②全体会計財務書類、③連結会計財務書類の3つに分けることができます。

それぞれの財務書類の対象を示すと以下のとおりです。

①一般会計等財務書類

- 一般会計

②全体財務書類

①に加えて

- 特別会計（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療）
- 公営企業会計（水道事業会計・公共下水道事業会計）

③連結財務書類

②に加えて

- （公財）久御山町文化スポーツ事業団
- 京都地方税機構
- 京都府自治会館管理組合
- 城南衛生管理組合
- 京都府後期高齢者医療広域連合
- 城南土地開発公社
- 京都府市町村職員退職手当組合
- 澁川右岸水防事務組合
- 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合
- 淀川・木津川水防事務組合

3 久御山町財務書類の説明

ここでは各財務書類がどのような目的で作成されているのか、また、財務書類の各勘定科目がどのようなことを示しているのかを説明します。

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、年度末における久御山町の財政状態を示すことを目的として作成されます。つまり、年度末において久御山町には資産、負債及び純資産がどれだけあるのかを示す書類です。

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと等、処分に関し制約を受ける有形固定資産
物品	自治法第 239 条第 1 項に規定するもので、取得価額または見積価額が 50 万円以上の資産
無形固定資産	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事をさせるプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産
投資その他の資産	
投資及び出資金	有価証券または出資金。出資金には自治法第 238 条第 1 項第 7 号により出捐金も含む。
投資損失引当金	出資金のうち連結対象団体に関するものについて、実質価額が 30%以上低下した場合に、取得価額と実質価額との差額を計上するもの
長期延滞債権	債権回収予定日から 1 年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金のうち、流動資産に計上されるもの以外のもの
基金	基金のうち公共施設建設基金や地域福祉基金及び国際交流基金等、固定資産に計上されるもの
徴収不能引当金	長期延滞債権、長期貸付金に対し、過去の徴収不能実績率により算定したもの

流動資産	
現金預金	現金及び現金同等物
未収金	本年度調定した債権の収入未済額
短期貸付金	翌年度に償還期限が到来する貸付金
基金	財政調整基金及び減債基金。減債基金については翌年度内に取り崩す予定のあるもの
棚卸資産	翌年度以降に売却を目的として保有する資産
徴収不能引当金	未収金、短期貸付金に対し、過去の徴収不能実績率により算定したもの

負債の部	
固定負債	
地方債	地方債のうち償還予定が翌々年度以降のもの
長期未払金	自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に計上されるもの以外のもの
退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
損失補償等引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
流動負債	
1年内償還予定 地方債	地方債のうち償還予定が翌年度のもの
未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
前受金	対価の收受があり役務の提供を行っていないもの
前受収益	対価の收受があり役務の提供が継続中のもの
賞与等引当金	期末時点で在籍している職員に対する翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額の6分の4に相当する額
預り金	職員の源泉所得税などの第3者から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部	
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
余剰分（不足分）	費消可能な資源の蓄積

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の額を明らかにすることを目的として作成されます。つまり、久御山町が公共サービスを提供するためにどれだけのコストが生じているかを示す書類です。

経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
賞与等引当金 繰入額	賞与等引当金の当該年度発生額
退職手当引当金 繰入額	退職手当引当金の当該年度発生額
その他	上記以外の人件費
物件費等	
物件費	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費で資産計上されないもの
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担になる資産価値減少金額
その他	上記以外の物件費等
その他の業務費用	
支払利息	地方債等に係る利息負担金額
徴収不能引当金 繰入額	徴収不能引当金の当該年度発生額
その他	上記以外のその他の業務費用
移転費用	
補助金等	政策目的による補助金等
社会保障給付	社会保障給付としての扶助費等
他会計への繰出金	特別会計や地方公営企業会計への繰出金
その他	上記以外の移転費用
経常収益	
使用料及び手数料	一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料及び手数料の形態で徴収する金銭
その他	上記以外の経常収益

臨時損失	
災害復旧事業費	災害復旧に関する費用
資産除売却損	資産を除却した場合の資産の除却時の帳簿価額並びに資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の損失額
投資損失引当金繰入額	投資損失引当金の当該年度発生額
損失補償等引当金繰入額	損失補償等引当金の当該年度発生額
その他	上記以外の臨時損失
臨時利益	
資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の利益額
その他	上記以外の臨時利益

(3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中の久御山町の純資産及びその内部構成の変動を明らかにすることを目的として作成されます。つまり、行政コストや固定資産の動きに応じて久御山町の純資産がどれだけ変動したのかを示す書類です。

純行政コスト	
純行政コスト	行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動
財源	
税収等	地方税や地方譲与税等
国県等補助金	国や京都府からの補助金等
固定資産等の変動（内部変動）	
有形固定資産等の増加	固定資産の形成による保有資産の増加額または固定資産の形成のために支出した金額
有形固定資産等の減少	固定資産の減価償却費相当額及び除却・売却による減少額または固定資産の売却収入、除却・売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による保有資産の減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等
資産評価差額	
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他	
その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動

(4) 資金収支計算書

資金収支計算書は、久御山町の内部者（町長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成されます。つまり、1会計期間でどれだけの資金を獲得し、どれだけの資金を支出したのかを示す書類です。

業務活動収支	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	人件費に係る支出
物件費等支出	物件費等に係る支出
支払利息支出	地方債等に係る支払利息の支出
その他の支出	上記以外の業務費用支出
移転費用支出	
補助金等支出	補助金等に係る支出
社会保障給付支出	社会保障給付に係る支出
他会計への繰出支出	他会計への繰出に係る支出
その他の支出	上記以外の移転費用支出
業務収入	
税込等収入	税込等の収入
国県等補助金収入	国や京都府からの補助金のうち、業務支出の財源に充当した収入
使用料及び手数料収入	使用料及び手数料の収入
その他の収入	上記以外の業務収入
臨時支出	
災害復旧事業費支出	災害復旧事業費に係る支出
その他の支出	上記以外の臨時支出
臨時収入	
臨時収入	臨時にあった収入
投資活動収支	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	有形固定資産等の形成に係る支出
基金積立金支出	基金積立に係る支出
投資及び出資金支出	投資及び出資金に係る支出
貸付金支出	貸付金に係る支出

	その他の支出	上記以外の投資活動支出
投資活動収入		
	国県等補助金収入	国や京都府からの補助金のうち、投資活動支出の財源に充当した収入
	基金取崩収入	基金取崩による収入
	貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
	資産売却収入	資産売却による収入
	その他の収入	上記以外の投資活動収入
財務活動収支		
財務活動支出		
	地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
	その他の支出	上記以外の財務活動支出
財務活動収入		
	地方債発行収入	地方債発行による収入
	その他の収入	上記以外の財務活動収入

4 久御山町財務書類の分析

(1) 貸借対照表

貸借対照表

令和7年3月31日

(単位:千円)

科 目	一般会計等	全体会計	連結会計	科 目	一般会計等	全体会計	連結会計
【資産の部】				【負債の部】			
固定資産	38,240,550	52,255,106	53,140,384	固定負債	5,234,054	15,656,350	16,026,915
有形固定資産	36,144,042	49,942,293	50,660,407	地方債	3,899,304	6,682,632	7,000,597
事業用資産	29,533,337	29,533,337	30,240,163	長期未払金	0	0	7,205
土地	22,391,017	22,391,017	22,451,786	退職手当引当金	1,196,555	1,192,035	1,233,299
立木竹	0	0	0	損失補償等引当金	0	0	0
建物	15,895,897	15,895,897	17,119,941	その他	138,194	7,781,683	7,785,814
建物減価償却累計額	▲ 9,354,688	▲ 9,354,688	▲ 10,260,408	流動負債	642,435	1,160,490	1,209,646
工作物	4,580,594	4,580,594	5,196,264	1年内償還予定地方債	359,067	614,099	645,594
工作物減価償却累計額	▲ 4,160,987	▲ 4,160,987	▲ 4,448,923	未払金	0	232,953	238,439
船舶	0	0	0	未払費用	0	0	0
船舶減価償却累計額	0	0	0	前受金	0	0	0
浮標等	0	0	0	前受収益	0	0	0
浮標等減価償却累計額	0	0	0	賞与等引当金	149,523	158,301	165,018
航空機	0	0	0	預り金	58,497	79,789	84,192
航空機減価償却累計額	0	0	0	その他	75,347	75,347	76,402
その他	0	0	0				
その他減価償却累計額	0	0	0	負債合計	5,876,489	16,816,839	17,236,561
建設仮勘定	181,504	181,504	181,504	【純資産の部】			
インフラ資産	6,376,899	19,136,969	19,136,969	固定資産等形成分	45,483,676	59,483,719	60,398,206
土地	3,644,865	4,345,038	4,345,038	余剰分(不足分)	▲ 6,659,532	▲ 16,257,087	▲ 16,600,670
建物	119,905	380,668	380,668	他団体出資等分			3,589
建物減価償却累計額	▲ 60,961	▲ 178,679	▲ 178,679				
工作物	13,206,220	30,077,350	30,077,350				
工作物減価償却累計額	▲ 10,542,199	▲ 15,618,662	▲ 15,618,662				
その他	0	0	0				
その他減価償却累計額	0	0	0				
建設仮勘定	9,070	131,254	131,254				
物品	2,068,020	4,008,490	4,031,550				
物品減価償却累計額	▲ 1,834,213	▲ 2,736,503	▲ 2,748,275				
無形固定資産	87,080	876,308	887,107				
ソフトウェア	87,080	88,206	99,005				
その他	0	788,102	788,102				
投資その他の資産	2,009,428	1,436,505	1,592,870				
投資及び出資金	854,799	107,643	68,124				
有価証券	0	0	12,481				
出資金	854,799	107,643	55,643				
その他	0	0	0				
投資損失引当金	0	0	0				
長期延滞債権	24,649	57,380	62,194				
長期貸付金	8,340	8,340	8,340				
基金	1,123,087	1,268,078	1,404,825				
減債基金	0	0	0				
その他	1,123,087	1,268,078	1,404,825				
その他	0	0	54,336				
徴収不能引当金	▲ 1,447	▲ 4,936	▲ 4,949				
流動資産	6,460,083	7,788,365	7,897,301				
現金預金	641,801	1,718,144	1,802,399				
未収金	1,223,261	1,438,991	1,442,142				
短期貸付金	3,548	3,548	3,548				
基金	4,592,977	4,630,111	4,651,642				
財政調整基金	4,592,977	4,630,111	4,651,642				
減債基金	0	0	0				
棚卸資産	0	2,539	2,539				
その他	0	0	0				
徴収不能引当金	▲ 1,504	▲ 4,968	▲ 4,968				
繰延資産	0	0	0				
資産合計	44,700,633	60,043,471	61,037,686	純資産合計	38,824,144	43,226,632	43,801,125
				負債及び純資産合計	44,700,633	60,043,471	61,037,686

※下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

①資産の部

どの会計においても資産のうち有形固定資産が占める割合が高くなっています。有形固定資産をさらに分析すると、役場庁舎や小中学校などの固定資産である事業用資産の割合が最も高く、ついで道路や水道施設などのインフラ資産の割合が高くなっています。

有形固定資産の割合

(単位：千円、%)

	一般会計等		全体会計		連結会計	
	千円	%	千円	%	千円	%
事業用資産	29,533,337	81.7	29,533,337	59.1	30,240,163	59.7
インフラ資産	6,376,899	17.6	19,136,969	38.3	19,136,969	37.8
物品	233,807	0.6	1,271,987	2.5	1,283,275	2.5
有形固定資産計	36,144,042	100.0	49,942,293	100.0	50,660,407	100.0

②負債の部

負債合計に対する固定負債の地方債と流動負債の1年内償還予定地方債の総額は以下のとおりとなり、負債の金額の大部分を占めます。地方債は世代間負担公平の原則に基づき、主に固定資産の取得に必要な資金を将来世代に配分する役割を担っています。

地方債の割合

(単位：千円、%)

	一般会計等		全体会計		連結会計	
	千円	%	千円	%	千円	%
地方債（固定）	3,899,304	66.4	6,682,632	39.7	7,000,597	40.6
地方債（流動）	359,067	6.1	614,099	3.7	645,594	3.7
地方債合計	4,258,371	72.5	7,296,731	43.4	7,646,191	44.4
負債合計	5,876,489	100.0	16,816,839	100.0	17,236,561	100.0

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書

自令和6年4月1日 至令和7年3月31日

(単位:千円)

科 目	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	8,939,061	13,396,071	16,248,997
業務費用	6,036,837	7,348,963	7,788,853
人件費	2,636,011	2,793,860	2,925,156
職員給与費	1,841,900	1,974,923	2,089,544
賞与等引当金繰入額	149,523	156,263	162,980
退職手当引当金繰入額	0	0	4,814
その他	644,587	662,674	667,818
物件費等	3,348,173	4,449,102	4,719,400
物件費	1,504,028	1,971,003	2,118,250
維持補修費	1,104,586	1,135,554	1,179,950
減価償却費	739,559	1,341,938	1,404,854
その他	0	607	16,346
その他の業務費用	52,652	106,001	144,296
支払利息	18,934	62,219	63,623
徴収不能引当金繰入額	3,459	7,604	7,612
その他	30,259	36,178	73,061
移転費用	2,902,224	6,047,108	8,460,144
補助金等	1,530,259	5,074,827	7,487,019
社会保障給付	913,089	913,089	913,546
他会計への繰出金	427,297	0	0
その他	31,579	59,192	59,579
経常収益	244,838	1,310,015	1,330,637
使用料及び手数料	105,453	1,062,839	1,085,529
その他	139,385	247,176	245,108
純経常行政コスト	8,694,223	12,086,056	14,918,360
臨時損失	0	4,343	4,343
災害復旧事業費	0	0	0
資産除売却損	0	4,247	4,247
投資損失引当金繰入額	0	0	0
損失補償等引当金繰入額	0	0	0
その他	0	96	96
臨時利益	0	7,670	8,207
資産売却益	0	0	537
その他	0	7,670	7,670
純行政コスト	8,694,223	12,082,729	14,914,496

※下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

①純経常行政コスト

経常費用の内訳は以下のとおりです。一般会計等では経常費用のなかでは業務費用の割合が高くなっています。

経常費用の割合

(単位：千円、%)

	一般会計等		全体会計		連結会計	
業務費用	6,036,837	67.5	7,348,963	54.9	7,788,853	47.9
移転費用	2,902,224	32.5	6,047,108	45.1	8,460,144	52.1
経常費用	8,939,061	100.0	13,396,071	100.0	16,248,997	100.0

さらに業務費用を分析すると以下のとおりです。業務費用のうち人件費の割合が高いことが分かります。

業務費用の割合

(単位：千円、%)

	一般会計等		全体会計		連結会計	
人件費	2,636,011	43.7	2,793,860	38.0	2,925,156	37.6
物件費等	3,348,173	55.5	4,449,102	60.5	4,719,400	60.6
その他の業務費用	52,652	0.9	106,001	1.4	144,296	1.8
業務費用	6,036,837	100.0	7,348,963	100.0	7,788,853	100.0

②純行政コスト

純行政コストは、①純経常行政コストに臨時的な損益項目を調整した結果算出されます。本年度は該当事案がなかったため、計上されていません。

(3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書

自令和6年4月1日 至令和7年3月31日

(単位:千円)

一般会計等	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	38,813,446	45,546,929	▲ 6,733,483
純行政コスト(△)	▲ 8,694,223		▲ 8,694,223
財源	8,688,222		8,688,222
税金等	6,469,830		6,469,830
国県等補助金	2,218,392		2,218,392
本年度差額	▲ 6,001		▲ 6,001
固定資産等の変動(内部変動)		▲ 125,061	125,061
有形固定資産等の増加		264,900	▲ 264,900
有形固定資産等の減少		▲ 739,559	739,559
貸付金・基金等の増加		353,155	▲ 353,155
貸付金・基金等の減少		▲ 3,556	3,556
資産評価差額	0	0	
無償所管換等	61,808	61,808	
その他	▲ 45,110	0	▲ 45,110
本年度純資産変動額	10,698	▲ 63,253	73,950
本年度末純資産残高	38,824,144	45,483,676	▲ 6,659,532

(単位:千円)

全体会計	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	43,243,638	59,603,758	▲ 16,360,120
純行政コスト(△)	▲ 12,082,729		▲ 12,082,729
財源	12,029,529		12,029,529
税金等	7,914,617		7,914,617
国県等補助金	4,114,912		4,114,912
本年度差額	▲ 53,200		▲ 53,200
固定資産等の変動(内部変動)		▲ 202,520	202,520
有形固定資産等の増加		1,404,474	▲ 1,404,474
有形固定資産等の減少		▲ 1,898,710	1,898,710
貸付金・基金等の増加		353,629	▲ 353,629
貸付金・基金等の減少		▲ 61,913	61,913
資産評価差額	0	0	
無償所管換等	82,482	82,482	
その他	▲ 46,288	0	▲ 46,288
本年度純資産変動額	▲ 17,006	▲ 120,039	103,033
本年度末純資産残高	43,226,632	59,483,719	▲ 16,257,087

(単位:千円)

連結会計	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体 出資等分
前年度末純資産残高	43,825,012	60,510,988	▲ 16,682,119	▲ 3,857
純行政コスト(△)	▲ 14,914,496		▲ 14,914,496	0
財源	14,846,626		14,846,626	0
税金等	9,046,422		9,046,422	0
国県等補助金	5,800,204		5,800,204	0
本年度差額	▲ 67,869		▲ 67,869	0
固定資産等の変動(内部変動)		▲ 195,264	195,264	
有形固定資産等の増加		1,468,553	▲ 1,468,553	
有形固定資産等の減少		▲ 1,962,211	1,962,211	
貸付金・基金等の増加		370,636	▲ 370,636	
貸付金・基金等の減少		▲ 72,242	72,242	
資産評価差額	0	0		
無償所管換等	82,482	82,482		
他団体出資等分の増加	0			0
他団体出資等分の減少	0			0
比例連結割合変更に伴う差額	7,446			▲ 7,446
その他	▲ 45,945	0	▲ 45,945	
本年度純資産変動額	▲ 23,887	▲ 112,782	81,449	▲ 7,446
本年度末純資産残高	43,801,125	60,398,206	▲ 16,600,670	3,589

※下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

①純行政コスト

行政コスト計算書の最終行の純行政コストの金額が計上されます。

②財源

財源の内訳は、税金等と国県等補助金です。税金等と国県等補助金を比較すると以下のとおりとなります。

財源の内訳

(単位：千円、%)

	一般会計等		全体会計		連結会計	
税金等	6,469,830	74.5	7,914,617	65.8	9,046,422	60.9
国県等補助金	2,218,392	25.5	4,114,912	34.2	5,800,204	39.1
財源	8,688,222	100.0	12,029,529	100.0	14,846,626	100.0

例年、財源の金額が純行政コストの金額を上回り、久御山町が提供する行政サービスは税金等と国・京都府からの補助金等の財源で賄われ、余剰分を繰り越していますが、本年度は物件費等が一時的に上昇したことにより純行政コストが財源を上回っています。

(4) 資金収支計算書

資金収支計算書

自令和6年4月1日 至令和7年3月31日

(単位：千円)

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
【業務活動収支】			
業務支出	8,181,452	11,990,867	14,785,328
業務費用支出	5,279,228	5,951,294	6,332,843
人件費支出	2,621,420	2,771,544	2,903,429
物件費等支出	2,613,229	3,089,050	3,300,296
支払利息支出	18,934	62,219	63,623
その他の支出	25,646	28,481	65,495
移転費用支出	2,902,224	6,039,573	8,452,485
補助金等支出	1,530,259	5,067,291	7,479,365
社会保障給付支出	913,089	913,089	913,540
他会計への繰出支出	427,297	0	0
その他の支出	31,579	59,192	59,579
業務収入	8,625,364	12,654,894	15,471,228
税金等収入	6,456,590	7,703,911	9,021,953
国県等補助金収入	1,959,019	3,726,946	5,392,089
使用料及び手数料収入	105,490	1,051,264	1,073,944
その他の収入	104,264	172,772	▲ 16,758
臨時支出	0	0	0
災害復旧事業費支出	0	0	0
その他の支出	0	0	0
臨時収入	0	0	0
業務活動収支	443,912	664,027	685,900
【投資活動収支】			
投資活動支出	701,665	1,299,801	1,373,151
公共施設等整備費支出	203,201	770,054	822,022
基金積立金支出	416,574	447,857	464,864
投資及び出資金支出	0	0	0
貸付金支出	81,890	81,890	81,890
その他の支出	0	0	4,375
投資活動収入	192,600	534,662	570,052
国県等補助金収入	26,570	203,048	223,197
基金取崩収入	66,805	150,541	160,870
貸付金元金回収収入	82,037	82,037	82,037
資産売却収入	2,021	2,021	2,559
その他の収入	15,167	97,105	101,390
投資活動収支	▲ 509,064	▲ 765,140	▲ 803,099
【財務活動収支】			
財務活動支出	485,832	742,248	773,930
地方債償還支出	409,852	666,268	697,862
その他の支出	75,979	75,979	76,067
財務活動収入	709,300	1,032,400	1,051,806
地方債発行収入	709,300	1,032,400	1,051,806
その他の収入	0	0	0
財務活動収支	223,468	290,152	277,877
本年度資金収支額	158,316	189,040	160,678
前年度末資金残高	415,654	1,461,272	1,571,749
比例連結割合変更に伴う差額			1,148
本年度末資金残高	573,969	1,650,312	1,733,575
前年度末歳計外現金残高	55,268	55,268	56,885
本年度歳計外現金増減額	12,564	12,564	11,939
本年度末歳計外現金残高	67,832	67,832	68,824
本年度末現金預金残高	641,801	1,718,144	1,802,399

※下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

①業務活動収支

業務活動収支は、久御山町が行政サービスを提供するための資金がどのように獲得され、どのように支出されているかを示します。業務活動収支はプラスとなっており、行政サービスを提供するための資金が税収等で十分に獲得できていることが分かります。

②投資活動収支

投資活動収支は、久御山町が行政サービスを提供するために必要な施設の建設に係る資金の状況や、基金や貸付金の収支の状況を示します。投資活動収支はマイナスとなっており、施設の建設等に多くの資金が必要だったことが分かります。

③財務活動収支

財務活動収支は、主に地方債発行による収入や償還による支出がいくらであったかを示します。財務活動収支はプラスとなっており、地方債の償還による支出が、発行による収入よりも少ないことから、地方債の残高は前年よりも増加していることが分かります。

(5) 各種指標による分析（一般会計等）

国の「地方公会計の推進に関する研究会報告書（令和元年度）」に記載されている財務書類から得られる各種指標（一般会計等）を算出し、令和5年度と比較します。なお、住民一人当たりの指標算出に必要な住民基本台帳人口は、各年度の1月1日現在の値です。また、類似団体平均とは、国勢調査をもとにした人口と産業構造の二つの要素を基準に分類し、同じ分類となった全国の市町村平均です。

①住民一人当たり資産額

資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たりの資産額を算出します。

算定式

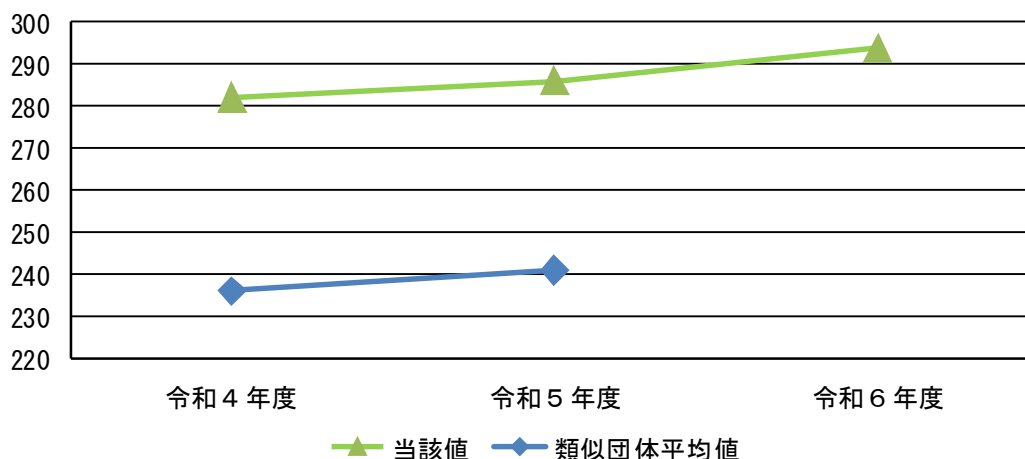
$$\text{資産合計} \div \text{住民基本台帳人口}$$

①住民一人当たり資産額

	令和4年度	令和5年度 a	令和6年度 b	差(b-a)	伸び(b/a-1)%
資産合計(万円)	4,366,610	4,393,955	4,470,063		
人口(人)	15,496	15,379	15,226		
当該値(万円)	281.8	285.7	293.6	7.9	2.8
類似団体平均値(万円)※	235.9	240.8			

※令和7年10月時点

住民一人当たり資産額（万円）



総合体育館エレベーター改修工事や高規格救急自動車の購入などによる資産の増があったため、昨年度と比べて7万9千円の増額となりました。類似団体と比べて、住民一人当たり資産額は高いです。

②歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表します。

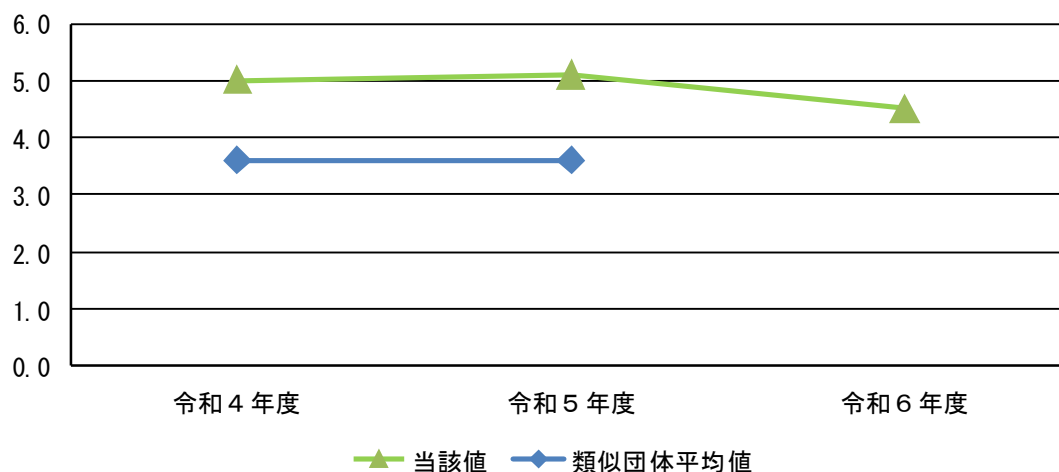
算定式

$$\text{資産合計} \div \text{歳入総額}$$

②歳入額対資産比率

	令和4年度	令和5年度 a	令和6年度 b	差(b-a)	伸び(b/a-1) %
資産合計(万円)	4,366,610	4,393,955	4,470,063		
歳入総額(万円)	868,201	866,782	994,292		
当該値(年)	5.0	5.1	4.5	▲ 0.6	▲ 11.8
類似団体平均値(年)	3.6	3.6			

歳入額対資産比率 (年)



分母となる歳入総額が増加し、資産合計の増（総合体育館エレベーター改修工事など）があったため、昨年度と比べて数値が減少することとなりました。類似団体と比べて、歳入額対資産比率は高いです。

③有形固定資産減価償却率

有形固定資産（事業用資産及びインフラ資産）のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握できます。なお、減価償却累計額の算定には耐用年数省令による耐用年数を用いることを原則としているため、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではありません。

算定式

減価償却累計額

有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額

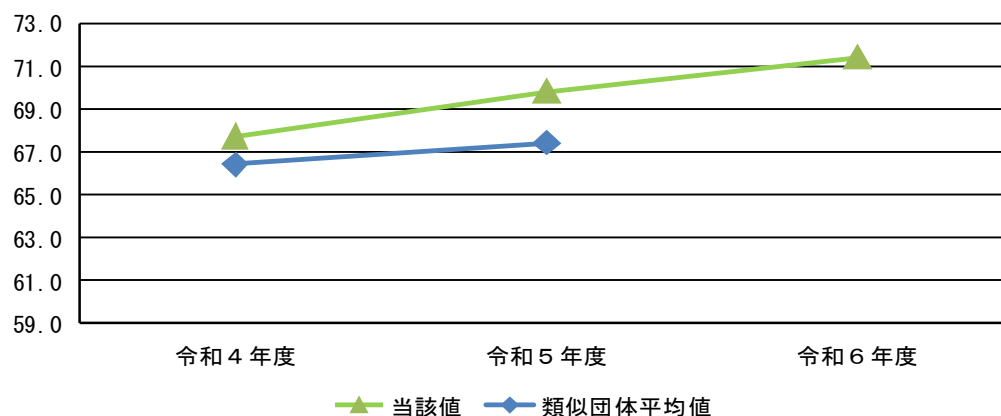
③有形固定資産減価償却率

	令和4年度	令和5年度 a	令和6年度 b	差(b-a)	伸び(b/a-1)%
減価償却累計額(万円)	2,294,240	2,350,954	2,411,884		
有形固定資産(万円)	3,389,868	3,368,496	3,380,261		
当該値(%)	67.7	69.8	71.4	1.6	2.3
類似団体平均値(%)	66.4	67.4			

※有形固定資産＝有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額

※本指標における有形固定資産とは、事業用資産及びインフラ資産のことを指します。

有形固定資産減価償却率(%)



有形固定資産としては、総合体育館エレベーター改修工事や高規格救急自動車の購入などによる資産の増加があり、また既存施設等の減価償却が進んだことによる減価償却累計額が増額となったため、昨年度と比べて1.6ポイントの増となりました。昨年度と同様、有形固定資産減価償却率は60%を超えており、老朽化への対応を計画的に進める必要があります。

④純資産比率

純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。たとえば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が消費して便益を享受しているととらえることができます。

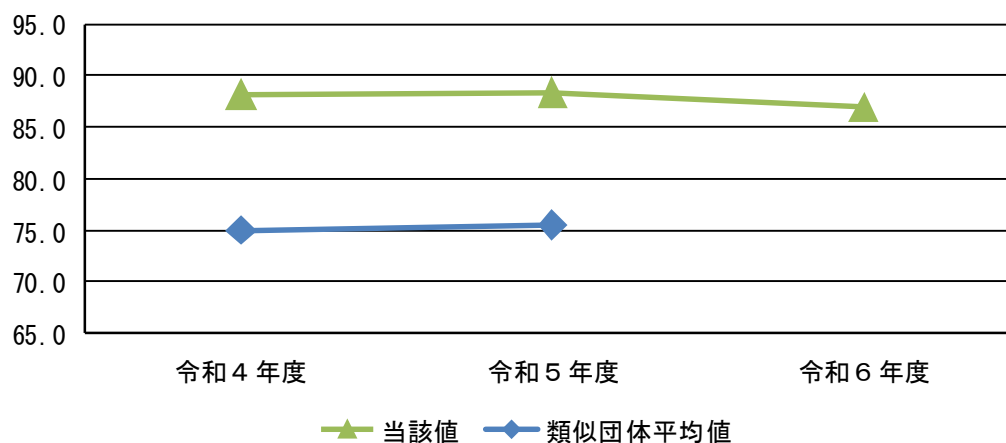
算定式

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$

④純資産比率

	令和4年度	令和5年度 a	令和6年度 b	差(b-a)	伸び(b/a-1)%
純資産(万円)	3,844,964	3,881,345	3,882,414		
資産合計(万円)	4,366,610	4,393,955	4,470,063		
当該値(%)	88.1	88.3	86.9	▲ 1.4	▲ 1.6
類似団体平均値(%)	75.0	75.5			

純資産比率 (%)



総合体育館エレベーター改修工事や高規格救急自動車の購入などによる資産増と地方債などによる負債合計の増により、昨年度と比べて1.4ポイント減となり、将来世代も利用可能な資源がわずかに減少しています。類似団体と比べて、純資産比率は高いです。

⑤社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

将来世代負担比率は、有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握できます。

算定式

$$\frac{\text{地方債残高}}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

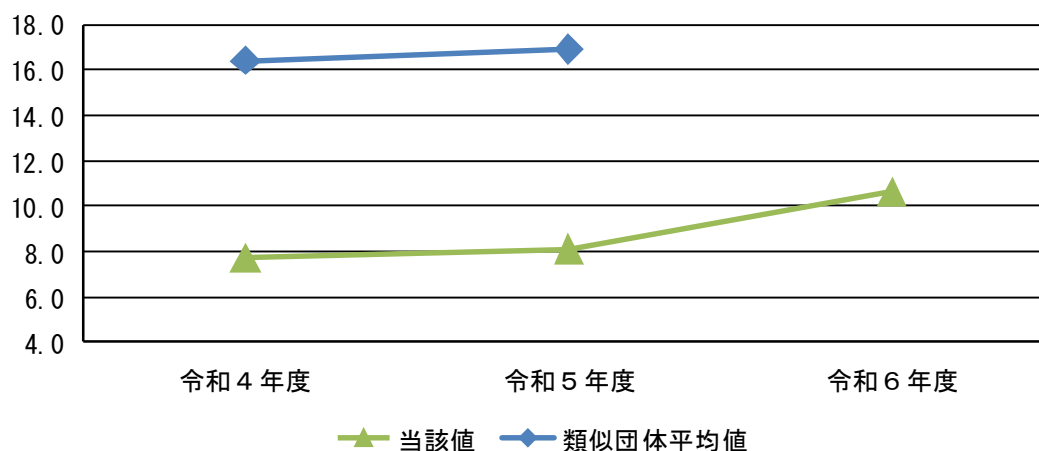
⑤社会資本形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

	令和4年度	令和5年度 a	令和6年度 b	差(b-a)	伸び(b/a-1) %
地方債残高(万円)	287,698	298,437	383,656		
有形・無形固定資産合計(万円)	3,750,828	3,664,397	3,623,112		
当該値(%)	7.7	8.1	10.6	2.5	30.9
類似団体平均値(%)	16.4	16.9			

※地方債残高は、地方債及び1年内償還予定地方債から次のものを控除した額です。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
臨時財政特別債(万円)			
減税補填債(万円)	2,141	1,281	633
臨時税収補填債(万円)			
臨時財政対策債(万円)	67,776	53,724	41,548
減収補填債特例分(万円)			

将来世代負担比率（%）



償還により臨時財政対策債や減税補填債の地方債残高が減少する一方、まち

づくりセンター整備工事などに伴う新たな借り入れにより、昨年度と比べて2.5ポイント増加しています。類似団体と比べて、将来世代負担比率は低いです。

⑥住民一人当たり行政コスト

行政コスト計算書で算出される純行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たりの行政コストの額を算出することにより、行政活動の効率性を測定することが可能となります。

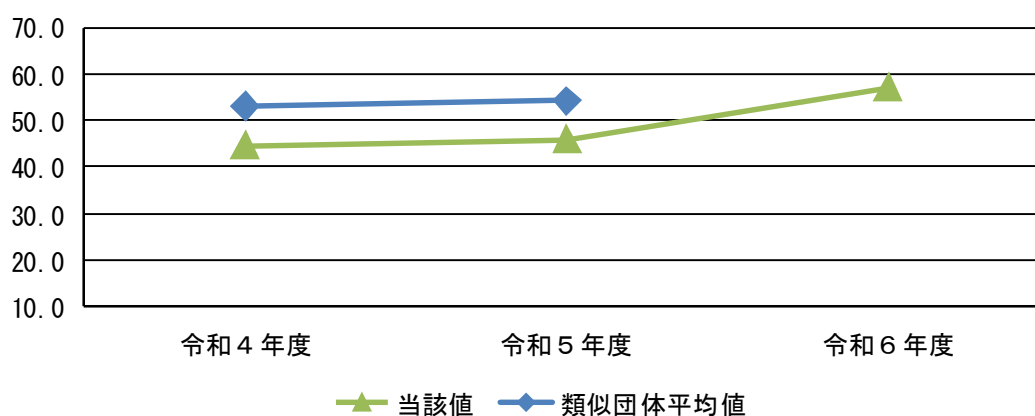
算定式

$$\text{純行政コスト} \div \text{住民基本台帳人口}$$

⑥住民一人当たり行政コスト

	令和4年度	令和5年度 a	令和6年度 b	差(b-a)	伸び(b/a-1)%
純行政コスト(万円)	691,602	706,655	869,422		
人口(人)	15,496	15,379	15,226		
当該値(万円)	44.6	45.9	57.1	11.2	24.4
類似団体平均値(万円)	53.0	54.2			

住民一人当たり行政コスト (万円)



職員給与費や物件費等が増加しているため、純行政コストが増加しています。昨年度と比べて住民一人当たり11万2千円増加しています。類似団体と比べて、住民一人当たり行政コストは同程度となっています。

⑦住民一人当たり負債額

負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たりの負債額を算出します。

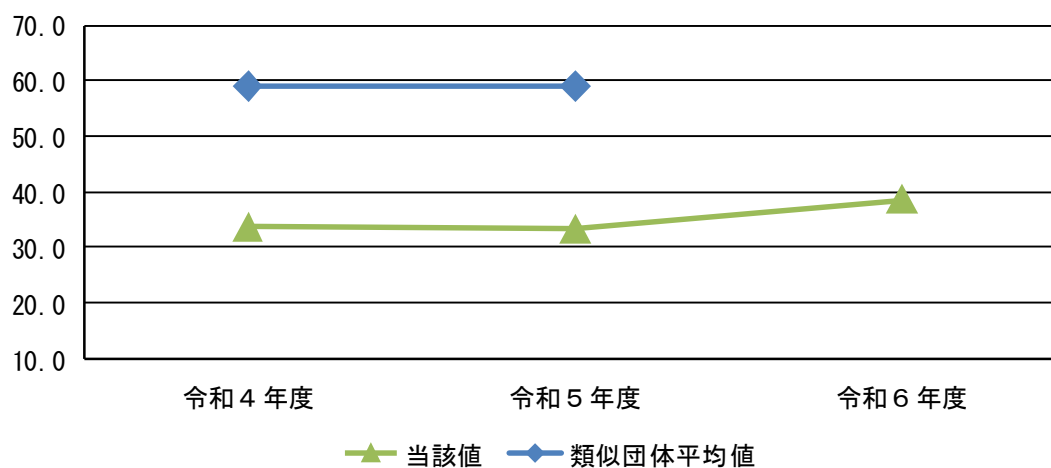
算定式

$$\text{負債合計} \div \text{住民基本台帳人口}$$

⑦住民一人当たり負債額

	令和4年度	令和5年度 a	令和6年度 b	差 (b-a)	伸び (b/a-1) %
負債合計(万円)	521,646	512,611	587,649		
人口(人)	15,496	15,379	15,226		
当該値(万円)	33.7	33.3	38.6	5.3	15.9
類似団体平均値(万円)	59.0	59.0			

住民一人当たり負債額（万円）



地方債の増などにより、昨年度と比べて住民一人当たり5万2千円増加しています。類似団体と比べて、住民一人当たり負債額は低いです。

⑧基礎的財政収支

基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、税金・税外収入と公債費を除く歳出との収支を表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税金等でどれだけ賄えているかを示します。

算定式

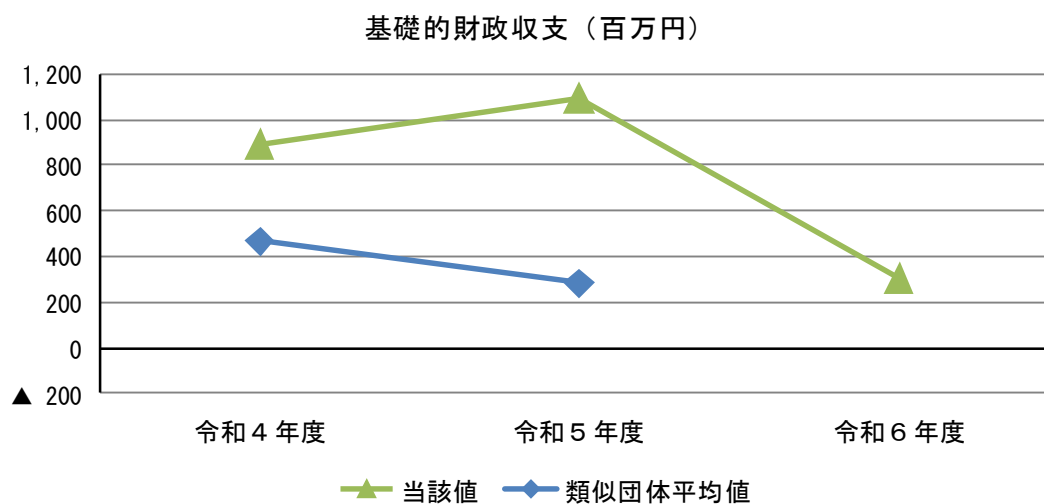
業務活動収支（支払利息支出を除く）＋
投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）

⑧基礎的財政収支

	令和4年度	令和5年度 a	令和6年度 b	差 (b-a)	伸び(b/a-1) %
業務活動収支(百万円)	1,305	1,335	463		
投資活動収支(百万円)	▲ 415	▲ 242	▲ 159		
当該値(百万円)	890	1,093	304	▲ 789	▲ 72.2
類似団体平均値(百万円)	467.7	282.2			

※業務活動収支は、支払利息支出を除きます。

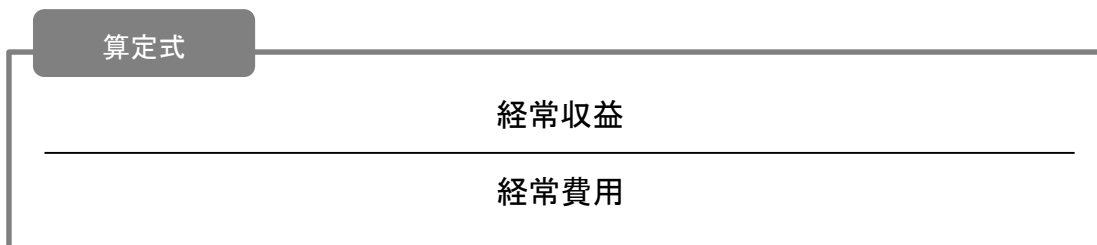
※投資活動収支は、基金積立金支出及び基金取崩収入を除きます。



昨年度と比べて7億8千9百万円減少していますが、その要因は、人件費支出やまちづくりセンター整備工事などにより業務活動収支が減少したためです。類似団体と比べて、基礎的財政収支はやや高いです。

⑨受益者負担の状況（受益者負担比率）

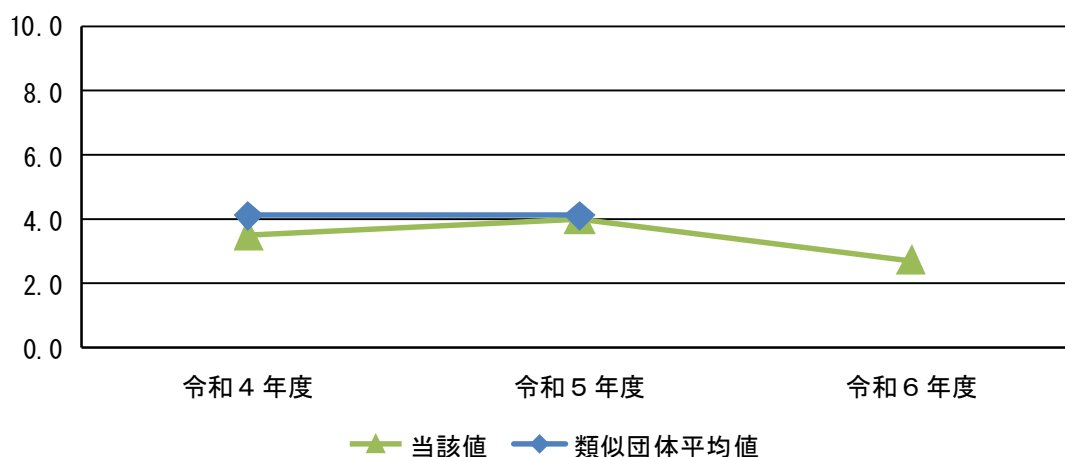
行政コスト計算書の経常収益（使用料や手数料等）と経常費用を比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な受益者負担の割合を算出します。



⑨受益者負担の状況（受益者負担比率）

	令和4年度	令和5年度 a	令和6年度 b	差(b-a)	伸び(b/a-1)%
経常収益(万円)	24,563	29,657	24,484		
経常費用(万円)	711,513	736,424	893,906		
当該値(%)	3.5	4.0	2.7	▲ 1.3	▲ 32.5
類似団体平均値(%)	4.1	4.1			

受益者負担比率（%）



昨年度と比べて1.3ポイント減少していますが、その要因は、経常収益が減少し、まちづくりセンター整備工事など大規模事業を実施したことにより、経常費用が増加したことによるものです。類似団体と比べて、受益者負担比率は低いです。

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は個別法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 22 年～50 年

工作物 30 年～60 年

物品 2 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によつてい
ます。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取
引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除
きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額
が著しく低下した場合における実質価額と取得価額の差額を計上しています（令和6年度は該当
なし）。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金の徴収不能または回収不能に備えるため、過去5年間の
平均不納欠損率により（または個別の回収可能性を検討し）、徴収不能見込額または回収不能見込
額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。期末時点において在職する職員が自己都合により退
職するとした場合の要支給額に、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に
対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち
久御山町に按分される額を加算した額を控除した額となります。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する
法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています（令和6年度は該当な
し）。

⑤ 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそ
れらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計
上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総
額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています（令和6年度は該当なし）。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（久御山町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、または固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な偶発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重要な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

久御山町中小企業低利融資規則に基づき、京都信用保証協会が融資対象者の金融機関からの貸付けに対する債務を保証したことにより、京都信用保証協会と金融機関との間で締結している約定書に基づいて代位弁済をしたときは、久御山町は、京都信用保証協会に対し当該代位弁済による損失補償金を交付する。

損失補償金の額は、京都信用保証協会が代位弁済をした金額のうち元金相当額から代位弁済をしたのちに回収した金額の元金充当額及び中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に対して、100分の80を乗じて得た額（ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容に係る留意事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
差異なし
- ③ 地方自治法等第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計については、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 各項目の金額を千円未満で四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.5	—

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費通次繰越（一般会計） 15,910 千円

繰越明許費（一般会計） 30,775 千円

事故繰越（一般会計） 14,227 千円

⑧ 過年度修正等に関する事項

該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

該当なし

- ② 減債基金に係る積立不足額

該当なし

- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 2,546,110 千円

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	5,730,055	千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	293,720	千円
将来負担額	5,642,330	千円
充当可能基金額	5,716,064	千円
特定財源見込額	1,024,108	千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	2,546,110	千円

- ⑤ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

長期リース債務 128,860 千円

短期リース債務 75,347 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 303,551 千円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	9,942,917 千円	9,368,948 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	—	—
前年度末資金残高	415,654 千円	—
資金収支計算書	9,527,264 千円	9,368,949 千円

※端数調整の影響により数値が一致しない場合があります。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	443,912	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	26,570	千円
投資活動収入のその他の収入	13,617	千円
未収債権額の増加（減少）	229,002	千円
減価償却費	▲739,559	千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	▲14,591	千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	31,550	千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	▲73	千円
資産売却益	0	千円
資産除売却損	0	千円
その他の事項	3,571	千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>▲6,001</u>	<u>千円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	300,000	千円
一時借入金に係る利子額	264	千円

⑤ 重要な非資金取引

該当なし

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………原価法

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は個別法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価 (又は償却原価法 (定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除きます。) ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15 年～65 年
工作物	7 年～60 年
物品	2 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によつてい
ます。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取
引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除
きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額
が著しく低下した場合における実質価額と取得価額の差額を計上しています（令和6年度は該当
なし）。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金の徴収不能または回収不能に備えるため、過去5年間の
平均不納欠損率により（または個別の回収可能性を検討し）、徴収不能見込額または回収不能見込
額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。期末時点において在職する職員が自己都合により退
職するとした場合の要支給額に、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に
対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち
久御山町に按分される額を加算した額を控除した額となります。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する
法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています（令和6年度は該当な
し）。

⑤ 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそ
れらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計
上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総
額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、久御山町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、久御山町水道事業会計及び久御山町公共下水道事業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な偶発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重要な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

久御山町中小企業低利融資規則に基づき、京都信用保証協会が融資対象者の金融機関からの貸付けに対する債務を保証したことにより、京都信用保証協会と金融機関との間で締結している約定書に基づいて代位弁済をしたときは、久御山町は、京都信用保証協会に対し当該代位弁済による損失補償金を交付する。

損失補償金の額は、京都信用保証協会が代位弁済をした金額のうち元金相当額から代位弁済をしたのちに回収した金額の元金充当額及び中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に対して、100分の80を乗じて得た額（ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 全体財務書類対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合（%）
久御山町国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	100
久御山町介護保険特別会計	特別会計	全部連結	100
久御山町後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	100
久御山町水道事業会計	公営企業	全部連結	100
久御山町公共下水道事業会計	公営企業	全部連結	100

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

該当なし

連結財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。

なお、一部の連結対象団体（地方独立行政法人、一般財団法人、地方三公社等）においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は個別法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～65 年

工作物 7年～60年

物品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によります。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額の差額を計上しています（令和6年度は該当なし）。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金の徴収不能または回収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別の回収可能性を検討し）、徴収不能見込額または回収不能見込額を計上しています。）

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。期末時点において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の要支給額に、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち久御山町に按分される額を加算した額を控除した額となります。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています（令和6年度は該当なし）。

⑤ 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、久御山町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、久御山町水道事業会計及び久御山町公共下水道事業会計については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っています。また、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3か月を超える連結対象（会計）については仮決算を行っています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な偶発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当なし
- (4) 重要な災害等の発生
該当なし

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

久御山町中小企業低利融資規則に基づき、京都信用保証協会が融資対象者の金融機関からの貸付けに対する債務を保証したことにより、京都信用保証協会と金融機関との間で締結している約定書に基づいて代位弁済をしたときは、久御山町は、京都信用保証協会に対し当該代位弁済による損失補償金を交付する。

損失補償金の額は、京都信用保証協会が代位弁済をした金額のうち元金相当額から代位弁済をしたのちに回収した金額の元金充当額及び中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に対して、100分の80を乗じて得た額（ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

- (2) 係争中の訴訟等
該当なし

5 追加情報

- (1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合（%）
久御山町国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	100.00
久御山町介護保険特別会計	特別会計	全部連結	100.00
久御山町後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	100.00
久御山町水道事業会計	公営企業	全部連結	100.00
久御山町公共下水道事業会計	公営企業	全部連結	100.00
（公財）久御山町文化スポーツ事業団	第3セクター	全部連結	100.00
（公社）久御山町シルバー人材センター	第3セクター	—	—
城南衛生管理組合	一部事務組合	比例連結	5.20
京都府市町村職員退職手当組合	一部事務組合	—	—
澱川右岸水防事務組合	一部事務組合	比例連結	5.64
淀川・木津川水防事務組合	一部事務組合	比例連結	22.49

京都市町村議会議員公務災害補償等組合	一部事務組合	比例連結	6.90
京都府自治会館管理組合	一部事務組合	比例連結	2.68
京都府後期高齢者医療広域連合	一部事務組合	比例連結	0.80
京都地方税機構	一部事務組合	比例連結	0.86
城南土地開発公社	土地開発公社	比例連結	12.50

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 京都市町村職員退職手当組合に係る連結については、連結財務書類の貸借対照表に久御山町の持分相当の退職手当に係る基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなすものとする方法によっています。
- ③ 城南土地開発公社は共同出資の土地開発公社のため、出資割合に基づく比例連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合等が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としない場合があります。
- ※（公社）久御山町シルバー人材センターについて、令和2年度末までは出捐金の存在により、連結団体の対象としていましたが、令和3年度末で0（ゼロ）円となったため、連結団体の対象外としています。

（2） 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものと調整しています。

（3） 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

（4） 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

該当なし